

本校における「新型コロナウイルス感染症対策に係る強化期間」の終了と「10/1以降の対応」について

この度、政府が発出している緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域が9/30をもって解除され、鳥取県の方針にも変更があったことに伴い、4月25日より実施しておりました本校「新型コロナウイルス感染症対策に係る強化期間」を、9/30をもって終了することといたします。学生・保護者の皆様におかれましては、長い間、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございました。

(第106回鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1260726/210928kaigisiryoy_tokusohouhonbu-106_covid-19.pdf

10/1以降については、依然として、新型コロナウイルス感染症の「家庭内感染」や「学校内感染」、感染再拡大(リバウンド)が危惧され、学校における感染予防・感染拡大防止の徹底が引き続き強く求められていることには変わりはないことから、

一人一人が、本校が定めた「新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止ガイドライン」及び「感染を拡げないための取組みの徹底等(鳥取県からの案内)」に基づき、感染予防・拡大防止に努めていくことといたします。

なお、感染者が発生したとき、保健所の調査に迅速に対応できるよう、日頃から、健康観察と行動歴の把握を確実にしておくようお願いいたします。また、

体調が悪い時は、無理をしないで登校(出勤)や外出を控えるようお願いいたします。

このような場合には、かかりつけ医または受診相談センターに相談してください。その間、学校としては、遠隔授業(在宅勤務)などの支援を行います。

○本校「新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止ガイドライン」

https://www.yonago-k.ac.jp/user/filer_public/de/bb/debb2a8d-39a6-4475-97fd-5a845d530128/covid-19_gaidelines20210528.pdf

○感染を拡げないための取組みの徹底等(鳥取県からの案内)

<https://www.yonago-k.ac.jp/a002/a003/y987/>

県外との往来については

- ・ **ステージ3又は4相当である感染流行嚴重警戒地域(V)との不要不急の往来は控える。**
- ・ 感染流行警戒地域(IV)などの感染状況が未だ高いレベルの地域との往来は、感染リスクを考慮するなど十分に注意する。

県外からの関係者等の招聘を含め、リモートで代替できるものは原則リモートで対応するものといたします。

県外に行った場合は、

- ・ マスクをすき間なく正しく着用するなど感染予防の徹底をお願いいたします。
- ・ 特に、内定式に参加する学生は、集団での飲食を控えるなどの感染予防の徹底もお願いいたします。
- ・ その他、
- ・ 用務先との往復にとどめるなど万全の感染防止対策をとってください。
- ・ 行先の自治体の出す新型コロナ情報を必ず確認の上、**時短要請や外出自粛などに協力**してください。
- ・ 会食の際は、短時間で会話時はマスクを着用し、**感染対策の取れた店を選択**してください。
- ・ 繁華街や人混みを避ける等、**密閉、密集、密接の全てを回避**してください。

県境をまたぐ往来をした後の登校(出勤)については、

14日間の自宅待機等をなくし、翌日から登校(出勤)可能とします。

ただし、「過去14日間の健康観察記録」「健康であること」「同居家族に感染者との濃厚接触者がいないこと」「行動歴」などに問題ないことを条件といたします。

ただし、

- ・ 帰県後14日間は通常より体調管理を徹底し、感染リスクが高い行動を控えてください。

鳥取県の定める感染流行嚴重警戒地域(V)から帰県した場合は、**特に徹底**してください。

感染に不安がある場合は、遠隔授業(在宅勤務)などの支援を行います。

- ・ 来県時は事前のPCR検査も活用しましょう。

補足【強化期間の変更に伴う移行措置について】

①

後期授業開始前の9/21～10/3の間は、感染リスクを最大限に回避するため、引き続き、登校を禁止し、補講を含めすべての科目を遠隔授業で実施いたします。人と接する課外活動も禁止いたします。

②

本校が定めた「新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止ガイドライン」を「特別な対策ではなく当面の基本的感染対策」と位置付け、10/1～10/31の間を、その徹底を促すキャンペーン期間といたします。ご協力をお願いいたします。

③

9/21以降に帰寮した寮生については、県内寮生・県外寮生ともに、「過去14日間の健康観察記録」「健康であること」「同居家族に感染者との濃厚接触者がいないこと」「行動歴」などに問題なければ、10/4から登校可能といたします。

ただし、帰寮後14日間は通常より体調管理を徹底し、感染リスクが高い行動を控えてください。

鳥取県の定める感染流行嚴重警戒地域（V）から帰寮した場合は、特に徹底してください。

感染に不安がある場合は、学校として、遠隔授業などの支援を行います。

その他、詳細については、別途、寮務係にて対応いたします。ご相談ください。

9/21以降に県外へ往来し帰寮した教職員については、「過去14日間の健康観察記録」「健康であること」「同居家族に感染者との濃厚接触者がいないこと」「行動歴」などに問題なければ10/4から出勤可能といたします。

ただし、帰寮後14日間は通常より体調管理を徹底し、感染リスクが高い行動を控えてください。

鳥取県の定める感染流行嚴重警戒地域（V）から帰寮した場合は、特に徹底してください。

感染に不安がある場合は、学校として、在宅勤務などの支援を行います。